三岡八郎(由利公正)と今立五箇の「浅からぬ縁」

1863年(文久3)当時、三岡八郎(のちの由利公正)は郡奉行のほか、紙などの専売をつかさどる福井藩の制産方を務めていました。加藤河内家文書によると、幕末の政治的・経済的混乱のなか、奉書紙の値段が大きく下落すると、かねてから経営が苦しかった五箇の漉屋たちは損失を避けるため休業を願い出ました。このとき三岡は、この願い出に対し、「其方ども先だって休職願いのところ、願書の中に異船到来などと書いたのは不届きである」とし、その理由を問い詰めた、とあります(注)。

資料によれば、三岡ら藩役人の怒りは収まらず、漉職や道具(簀・桁)の御取揚、五箇の 500 軒の閉門・ 謹慎などを命じます。困った漉屋たちに対し、その後関係者の入牢などの厳しい処分と引き換えにようや く漉職が許可され、さらに村むらから毎日 3 人ずつお詫びのため福井に約 2 か月通い続けた結果、入牢や 謹慎が解除されました。

そのわずか 5 年後の 1868 年 (慶応 4)、かつて五箇に厳しく対した三岡の建議により太政官札が発行されることになり、五箇の紙が札紙に指定され、大量注文を受けた五箇は活況を呈することになります。

(注) 『今立町誌』第一巻本編は、加藤河内家文書の記述をもとに、この一件を 1864 年(元治 1) のこととしていますが、福井藩士の人事履歴をまとめた松平文庫「剥札 下」(県立図書館保管) の記事から、ここではこの一件を 1863 年(文久 3) のことと判断しています。